

議案質疑

6月4日には、議案に対する質疑が行われました。

議案第9号について

一般会計から3億円を投入した場合の平成23年度からの上昇率、投入しなかった場合の上昇率の違いは。

A 投入した場合は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額を合わせて9・28%、しなかった場合は12・62%なので、約3・34%抑えることができました。介護納付金課税額については投入した場合は1・62%、しなかった場合は2・71%なので、約1・09%抑えることができました。

Q これからどのように徴収率をあげていくのか。
A できるだけ足をほこんだりというような努力に尽きると思います。市民の理解を求めていくことで、納税推進のまち宣言もお願いしたところです。

Q 世帯平均の値上げはどのくらいになるのか。
A 世帯平均の値上げ額は約2万円です。

Q 国保税を値上げすると、徴収率がさらに低下する。財政難になる。再度値上げをする。この悪循環から抜け出せなくなってしまうのではないか。
A 大変懸念されることですが、徴収にしっかりと努力をしなければなりません。

Q 市は、国に対し、国庫負担増額を、もっと要求すべきではないか。
A 国民皆保険を守っていくという立場から、市は、国へ強くお願いをしていきます。これは全国市長会でもすでに取り組んでおり、全市町村一丸となり、国へ強い改革をお願いしていきます。

Q 国保財政について、市民に対し、十分に説明をしてきたといえるのか。
A 広報紙をつかい、お知らせしてきましたが、今後市民の皆様の理解が得やすいような広報活動をしていきたいと思っております。

Q 大変懸念されることですが、徴収にしっかりと努力をしなければなりません。

Q 市は、国に対し、国庫負担増額を、もっと要求すべきではないか。
A 国民皆保険を守っていくという立場から、市は、国へ強くお願いをしていきます。これは全国市長会でもすでに取り組んでおり、全市町村一丸となり、国へ強い改革をお願いしていきます。

Q 国保財政について、市民に対し、十分に説明をしてきたといえるのか。
A 広報紙をつかい、お知らせしてきましたが、今後市民の皆様の理解が得やすいような広報活動をしていきたいと思っております。

Q これからどのように徴収率をあげていくのか。
A できるだけ足をほこんだりというような努力に尽きると思います。市民の理解を求めていくことで、納税推進のまち宣言もお願いしたところです。

経済建設常任委員会

(6月4日開催)

付託案件と審査結果

○議案第11号の一部 (原案可決)

○議案第12号(原案可決)

○請願第3号 (採択)

委員会質疑要約

議案第11号について(歳入)

Q 「輝け!ちばの園」芸一産地整備支援事業補助金の対象は、認定農業者に限られるのか。また、補助を受けられない農業者との間に不公平は生じないのか。
A 認定農業者に限られます。そのような問題が生じないよう、農業者の方に認定を受けていただくようお願いしています。

Q 「塩づくり伝承事業」は、高齢者が若者に伝承する事業なのか。技術を持っている高齢者から、若い方へ技能を伝承させるものですか。
A 類似する助成制度が本市においても始

Q 認定農業者に限られます。そのような問題が生じないよう、農業者の方に認定を受けていただくようお願いしています。

Q 「塩づくり伝承事業」は、高齢者が若者に伝承する事業なのか。技術を持っている高齢者から、若い方へ技能を伝承させるものですか。
A 類似する助成制度が本市においても始

まっているが、その整合性についてどう考えるか。
A 今後、話し合っていく中で煮詰めていければと思います。

Q 条件の変更はできるのか。
A 市内の消費を喚起するということ意味で作成したので、助成金額にこだわるものではありません。

Q 滞納者の滞納理由を把握しているのか。また医療費抑制のために工夫していることはあるか。
A 理由としては、経済情勢にあると思います。抑制については、保健師と協力をしながら進められればと思います。

Q 減免されるのは4月分から9月分となっているが、9月以降はどうなるのか。また、対象世帯はどのくらいか。
A 年税額で6カ月分を減免して、それを8期で割って課税します。対象世帯は131世帯を見込んでいます。

Q 海抜標示看板の設置は全部で何か所に
A 平成24年4月1日から「児童手当法の一部を改正する法律」に基づき児童手当として支給されます。

Q 児童手当は所得制限が設けられているが、いつから適用されるのか。
A 6月1日から現況おり、この届けを確認し、6月分以降から適用されます。

Q 滞納者の滞納理由を把握しているのか。また医療費抑制のために工夫していることはあるか。
A 理由としては、経済情勢にあると思います。抑制については、保健師と協力をしながら進められればと思います。

Q 減免されるのは4月分から9月分となっているが、9月以降はどうなるのか。また、対象世帯はどのくらいか。
A 年税額で6カ月分を減免して、それを8期で割って課税します。対象世帯は131世帯を見込んでいます。

更しなければならぬと思えます。

Q 滞納者の滞納理由を把握しているのか。また医療費抑制のために工夫していることはあるか。
A 理由としては、経済情勢にあると思います。抑制については、保健師と協力をしながら進められればと思います。

Q 減免されるのは4月分から9月分となっているが、9月以降はどうなるのか。また、対象世帯はどのくらいか。
A 年税額で6カ月分を減免して、それを8期で割って課税します。対象世帯は131世帯を見込んでいます。

Q 海抜標示看板の設置は全部で何か所に
A 平成24年4月1日から「児童手当法の一部を改正する法律」に基づき児童手当として支給されます。

Q 児童手当は所得制限が設けられているが、いつから適用されるのか。
A 6月1日から現況おり、この届けを確認し、6月分以降から適用されます。

Q 滞納者の滞納理由を把握しているのか。また医療費抑制のために工夫していることはあるか。
A 理由としては、経済情勢にあると思います。抑制については、保健師と協力をしながら進められればと思います。

Q 減免されるのは4月分から9月分となっているが、9月以降はどうなるのか。また、対象世帯はどのくらいか。
A 年税額で6カ月分を減免して、それを8期で割って課税します。対象世帯は131世帯を見込んでいます。

なるのか。
A 平成23年度に113か所設置し、今回は追加で150か所です。

Q 滞納者の滞納理由を把握しているのか。また医療費抑制のために工夫していることはあるか。
A 理由としては、経済情勢にあると思います。抑制については、保健師と協力をしながら進められればと思います。

Q 減免されるのは4月分から9月分となっているが、9月以降はどうなるのか。また、対象世帯はどのくらいか。
A 年税額で6カ月分を減免して、それを8期で割って課税します。対象世帯は131世帯を見込んでいます。

Q 海抜標示看板の設置は全部で何か所に
A 平成24年4月1日から「児童手当法の一部を改正する法律」に基づき児童手当として支給されます。

Q 児童手当は所得制限が設けられているが、いつから適用されるのか。
A 6月1日から現況おり、この届けを確認し、6月分以降から適用されます。

Q 滞納者の滞納理由を把握しているのか。また医療費抑制のために工夫していることはあるか。
A 理由としては、経済情勢にあると思います。抑制については、保健師と協力をしながら進められればと思います。

Q 減免されるのは4月分から9月分となっているが、9月以降はどうなるのか。また、対象世帯はどのくらいか。
A 年税額で6カ月分を減免して、それを8期で割って課税します。対象世帯は131世帯を見込んでいます。



総務常任委員会の審査の様子